

平成19年3月5日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
林 徹 理事殿

京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野

### に関する照会書

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
中央農業総合研究センター  
研究管理監 田 中 宥 司



早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、突然、かような文書を差し上げますことにつき、ご容赦頂きたく存じます。

ご高承のとおり、当法人の関わる新潟地方裁判所高田支部平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件においては、現在、「当法人が開発する遺伝子組換えイネから、カラシナ・ディフェンシンが溶出するか否か」に関する鑑定を、いかなる研究機関に嘱託するかについての議論を行っております。

今般、前記裁判の原告らは、当該鑑定を嘱託する研究機関として、「京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野」を推薦しましたが、当該機関においては、佐藤文彦教授が責任者を務めており、また、同教授は、前記裁判の原告ら協力者である京都学園大学バイオ環境学部金川貴博教授と交友関係があると伺っております。

そこで、大変不謹なお願いにて恐縮ではございますが、林理事におかれましては、前記両教授についてよくご存じと承っておりますところ、佐藤文彦教授の研究能力、研究実績という点を捨象した上で、「鑑定嘱託先としての適正性」につき、ご意見等を賜りたくお願い申し上げる次第です。

#### 照会事項

新潟地方裁判所高田支部平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件において実施される鑑定を「京都学園大学バイオ環境学部所属の金川貴博教授との間に交友関係がある佐藤文彦教授が所属する京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野」に対し、嘱託することが、両教授の人的関係の点から鑑み、適正であるか。

以上

平成19年3月6日

新潟地方裁判所高田支部 民事部御中

## 陳述書

(林徹理事の経歴について)

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
中央農業総合研究センター  
研究管理監 田 中 寿 

今般、私は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構林徹理事（以下、「林理事」といいます）に対し、新潟地方裁判所高田支部平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件に関する照会を行っておりますが、この点に関し、同理事の経歴について陳述させて頂きます。

林理事は、平成18年3月まで、独立行政法人食品総合研究所において、企画調整部長を務められていた方ですが、同年4月の独立行政法人統廃合に伴い、同月より、当法人理事に就任されました。

林理事は、前職中、農学博士として電子線殺菌技術の開発に携わるなど、本邦の食品産業発展のために尽力されてきた方ですが、前記裁判に関しては、賛成あるいは反対意見を呈することなく、中立的な立場を表明してこられた方です。

したがって、前記裁判に関して、中立的な意見を呈することが可能であるものと思料します

以上

平成19年3月7日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
研究管理監 田中宥司 殿

## 意見書

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

理事 林 徹



貴殿からの下記照会につき、以下のとおり意見申し上げます。

### 照会内容

新潟地方裁判所高田支部平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件において実施される鑑定を「京都学園大学バイオ環境学部所属の金川貴博教授との間に交友関係がある佐藤文彦教授が所属する京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野」に対し、嘱託することが、両教授の人的関係の点から鑑み、適正であるか。

### 意見

私は、佐藤文彦氏及び金川貴博氏の双方を存じあげておりますところ、両氏は、かつて、京都大学農学部及び同大学院修士過程において、計4年間、同一の専攻、すなわち農芸化学専攻に所属しておりました。

当時、同専攻の学部生は一学年30人余りであり、同専攻の研究環境を勘案すれば、彼らは、学部時代の2年間、机を共にして授業を受け、また数多くの学生実験を共同で実施していた関係であったと思います。

加えて、学部を卒業し、修士課程に進学するのは、上記の内15人程度であったところ、両教授は、共に修士課程に進学し、その後2年間、さらに密接に学究を共にしておられましたと思います。

その後の彼らの交友関係の詳細については存じあげませんが、金川貴博氏が京都学園大学バイオ環境学部教授に就任した後も、頻繁にお会いになっておられるようあることからすると、通常の同期生以上の人的関係があったのではないか、と推察します。

私としては、以上のような両氏の人的関係が上記鑑定にどのような影響を及ぼすべきかについて具体的な意見を申し上げる立場にはありませんが、金川貴博氏が、上記訴訟において、原告らに協力する立場をとっておられることを考慮すれば、今回の鑑定が公的なもので、公正さが重んじられる性質のものである以上、「上記鑑定を京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野に嘱託することが適正である」との意見は表明いたしかねます。

草々